

庁議付議事案書

開催・令和 3年 2月12日

| | | | | |
|-------|--|----|----------|--------|
| 所管部課 | 福祉部 高齢介護課 | 部長 | 田口 茂夫 | |
| 件名 | 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例について | | | |
| | | 区分 | ○ 1 審議事項 | 2 報告事項 |
| 関係事項 | 条例規則 | | | |
| 事項 | 部課機関 | | | |
| 1. 要旨 | <p>令和3年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されたことを踏まえ、標記条例について改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症の発生及び蔓延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。 ② 感染症や災害が発生した場合も必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画の策定、訓練の実施等を義務付ける規定を追加する。 ③ 会議や多職種連携においてテレビ電話等のICTの活用を認める規定を追加する。 ④ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施等を義務付ける規定を追加する。 ⑤ 認知症への対応力の向上のため、事業者に認知症介護基礎研修の受講措置を義務付ける規定を追加する。 <p>その他基準省令の内容に沿った規定の追加等を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和3年4月1日。</p> <p>(3) 影響及び効果 条例の内容を基準省令に適合させることにより、指定地域密着型介護予防サービスの事業の適正化に資することができる。</p> <p>2. 経過(現時点に至るまでの経過) 令和3年1月 改正基準省令の公布 令和3年2月 文書課において審査済み。</p> <p>3. 留意事項(問題点等)</p> <p>4. 主管部処理案(検討結果等) 令和3年第1回市議会定例会に、議案として提出したい。</p> <p>5. 審議結果</p> | | | |

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。